



## 諮問書

保保保第39号

平成22年5月6日

京都市医療施設審議会 様

国の制度改正による介護保険適用療養病床の廃止を踏まえた  
京都市立京北病院の機能のあり方について（諮問）

京都市立京北病院（以下「京北病院」という。）は、現在、一般病床41床、医療保険適用の療養病床14床、介護保険適用の療養病床12床の合計67床の入院機能を有しておりますが、これらのうち、介護保険適用の療養病床については、平成18年に公布されたいわゆる医療制度改革関連法による制度改正において、平成23年度末をもって廃止されることとなっております。

このため、平成20年9月に貴審議会からいただきました答申「京都市立京北病院のあり方について」におきましては、介護保険適用の療養病床廃止後の受け皿確保の方法として、具体的に、①現状維持パターン（医療保険適用の療養病床を維持しつつ、介護保険適用の療養病床を介護療養型老人保健施設に転換する）、②医療療養シフト（医療保険適用の療養病床を維持しつつ、介護保険適用の療養病床を医療保険適用に転換する）、③新型老健シフト（すべての療養病床を介護療養型老人保健施設に転換する）の三つの選択肢を示されたうえ、「今後2年間における病床稼働率等の推移や報酬改定の動向等を見極める中で、地域ニーズに見合う機能の確保に努めていくべき」とされたところです。

については、持続可能な病院経営を行い、より地域のニーズに対応した適切な役割を果たしていくため、上記答申後の入院患者の状況の変化等を踏まえ、今後の京北病院の機能のあり方につきまして、御審議のうえ、答申いただきますよう諮問いたします。

京都市長 門川 大作